

令和5年5月4日

保護者様

荒川区立第三中学校長
小柴 憲一

欠席扱いの補足について

5月2日付の「新型コロナウイルス感染症の「診断・再登校日証明書」の医師による発行と第五類に分類されたことによる変更並びに教育活動の制限緩和について」において、

- ご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患していたとしても、お子さんは登校する日となります
- 「熱があるので念のため休ませる」「家族に発熱者がいるので念のため休ませる」などは、今までは出席停止扱いとしておりましたが、今後は欠席扱いとなりますとお示しいたしました。

ただし、ご家族に新型コロナウイルス感染症の陽性者がいたり、ご家族に発熱者がいたりして、お子さん本人も体調が思わしくなかったり、お子さん自身が発熱している場合などは、必ず医師の診察を受けるようにしてください。

仮に、診断の結果、お子さんが新型コロナウイルス感染症の陽性者であることが分かった場合は、その時点で出席停止扱いとなります。

また、咳が出るなどで欠席していて、翌日医師の診察を受けたところ、抗原検査等で陽性反応が出て、医師が前日に遡って発症日とした場合は、前日に遡って出席停止扱いとなります。

5月8日以降は、原則として新型コロナウイルス感染症に関しては、季節性インフルエンザ同様、陽性者とならなければ出席停止扱いとはなりません。だからこそ、具合が悪いときは、医師の診断をなるべく早く受けるようにしてください。

【担当】荒川区立第三中学校 副校長 安田 博史
TEL:03-3801-5808